

ものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法（平成九年法律第百二十三号）に規定する介護療養型医療施設又は介護保険法に規定する介護老人保健施設、介護医療院若しくは地域包括支援センター

第十七条 法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）に規定する刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所若しくは入国者收容所又は地方更生保護委員会若しくは保護観察所

第十八条 こども家庭庭序組織令（令和五年政令第百二十五号）に規定する国立児童自立支援施設

第十九条 ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（平成十四年法律第一百五号）に規定するホームレス自立支援事業を行う施設

第二十条 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第一百六十七号）に規定する独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

第二十一条 発達障害者支援法（平成十六年法律第一百六十七号）に規定する発達障害者支援センター

第二十二条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第一百二十一号）に規定する障害福祉サービス事業、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う施設、基幹相談支援センター、障害者支援施設、地域活動支援センター又は福祉ホーム

第二十三条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）に規定する認定こども園

第二十四条 子ども・若者育成支援推進法（平成二十一年法律第七十一号）に規定する子ども・若者総合相談センター

第二十五条 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）に規定する地域型保育事業を行う施設

第二十六条 前各号に掲げる施設に準ずる施設として文部科学大臣及び厚生労働大臣が認める（文部科学省令・厚生労働省令で定める期間）

第七条 公認心理師試験を施行する期日、場所その他公認心理師試験の実施に必要な事項は、文部省令で定める期間は、二年とする。（試験施行期日等の公告）

部科学大臣及び厚生労働大臣があらかじめ、官報で公告する。

第八条 公認心理師試験は、筆記の方法により行う。

（公認心理師試験の受験手続）

第九条（公認心理師試験を受けようとする者は、（公認心理師試験の方法）

様式第一による公認心理師試験受験申込書を文部科学大臣及び厚生労働大臣（法第十一条第一項に規定する指定試験機関が公認心理師試験の実施に関する事務を行う場合にあっては、指定試験機関。第十一條において同じ。）に提出しなければならない。

2 前項の公認心理師試験受験申込書には、法第七条各号又は法附則第二条第一項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面を添付しなければならない。

（受験手数料の納付）

第十条（法第九条第一項に規定する受験手数料は、國に納付する場合には前条第一項に規定する公認心理師試験受験申込書に当該受験手数料の額に相当する額の収入印紙を貼ることにより、法第十条第一項に規定する指定試験機関に納付する場合にあつては法第十三条第一項に規定する試験事務規程で定めるところにより納付しなければならない。

（合格証書の交付）

第十一條 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、公認心理師試験に合格した者には、合格証書を交付する。

2 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、前項の規定による合格証書の交付に代えて、当該合格証書に記載すべき事項を、文部科学大臣及び厚生労働大臣の使用に係る電子計算機と公認心理師試験に合格した者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録されるものにより提供することができる。この場合は、当該合格証書を交付したものとみなす。

（登録事項）

第十二条（法第二十八条の文部科学省令・厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。）

一 登録番号及び登録年月日

二 本籍地都道府県名（日本国籍を有しない者については、その国籍等（住民基本台帳法）の登録事項の変更）

三 前号に掲げる者以外の者 戸籍の謄本又は抄本

四 四十五に規定する国籍等をいう。以下同じ。

（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等をいう。以下同じ。）

三 公認心理師試験に合格した年月

（登録の申請）

第十三条（公認心理師の登録を受けようとする者は、（登録の申請）

は、様式第二による公認心理師登録申請書に次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を添えて、これを文部科学大臣及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者（以下「中長期在留者」といいう。）及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者（以下「特別永住者」という。）住民票の写し（国籍等を記載したものに限り）に掲げる者 旅券その他の身分を証する書類の写し

二 出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者 戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し（住民基本台帳法第七条第五号に掲げる事項を記載したものに限る。）

（登録）

第十四条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、前条の申請があつたときは、公認心理師登録申請書の記載事項を審査し、当該申請者が公認心理師となる資格を有すると認められたときは、公認心理師登録簿に登録し、かつ、当該申請者に公認心理師登録証を交付する。

（登録）

第十五条（公認心理師登録証書換交付の申請）

（登録事項の変更の届出）

第十六条（公認心理師登録証再交付の申請等）

2 前項の申請をするには、様式第四による登録事項変更届出書。第十七条第一項において第一項の規定による登録事項変更届出書の提出と併せて当該申請を行つた場合は、当該登録事項変更届出書の提出と併せて当該申請を行つたときは、公認心理師登録証を汚損し、又は失つたときは、公認心理師登録証の再交付を申請することができる。

（登録事項の変更の届出）

第十七条（公認心理師登録申請書を当該申請者に返却する。）

2 前項の申請をするには、様式第二項の規定により登録事項変更届出書の提出と併せて当該申請を行つた場合は、当該登録事項変更届出書。次項及び次条第一項において同じ。）に第十三条各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を添え、これを文部科学大臣及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

（登録事項の変更の届出）

第十八条（公認心理師登録証を汚損した公認心理師が第一項の申請をする場合には、前項に規定する登録証再交付申請書及び第十三条各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類に当該公認心理師登録証を添えなければならない。

（登録事項の変更の届出）

第十九条（公認心理師登録証を汚損した公認心理師が第一項の申請をした後、失つた公認心理師登録証を発見したときは、速やかにこれを文部科学大臣及び厚生労働大臣に返納しなければならない。）

（登録事項の変更の届出）

第二十条（公認心理師登録等の手数料の納付）

（登録事項の変更の届出）

第二十一条（公認心理師登録等の手数料について）

1 中長期在留者及び特別永住者 住民票の写し（国籍等を記載したものに限る。）及び当該変更が行われたことを証する書類

2 本籍地都道府県名（日本国籍を有しない者については、その国籍等（住民基本台帳法）の登録事項の変更）

3 公認心理師登録証を汚損した公認心理師が第一項の申請をする場合には、前項に規定する登録証再交付申請書及び第十三条各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類に当該公認心理師登録証を添えなければならない。

4 公認心理師は、第一項の申請をした後、失つた公認心理師登録証を発見したときは、速やかにこれを文部科学大臣及び厚生労働大臣に返納しなければならない。

する書換交付申請書又は前条第二項に規定する登録証再交付申請書に、それぞれ当該手数料の額に相当する額の収入印紙を貼ることにより、法第三十六条第一項に規定する指定登録機関に納付する法第三十五条及び法第三十七条第二項に規定する手数料については、法第三十八条において読み替えて準用する法第十三条第一項における規定する登録事務規程で定めるところにより納付しなければならない。

2 前項の規定により納付された手数料は、これを返還しない。

(死亡等の届出)

第十八条 公認心理師が次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、当該各号に掲げる者は、遅滞なく、公認心理師登録証を添え、その旨を文部科学大臣及び厚生労働大臣に届け出なければならない。

一 死亡し、又は失踪の宣告を受けた場合 戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)に規定する届出義務者

二 法第三条第一号に該当するに至った場合 当該公認心理師又は同居の親族若しくは法定代理人(登録の取消しの通知等)

三 法第三条第二号又は第三号に該当するに至った場合 当該公認心理師又は法定代理人

第十九条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、法第三十一条第一項又は第二項の規定により公認心理師の登録を取り消し、又は公認心理師の名称及び心理師という文字の使用の停止を命じたときは、理由を付し、その旨を登録の取消し又は公認心理師の名称及び心理師という文字の使用的停止の処分を受けた者に通知しなければならない。

2 法第三十二条第一項又は第二項の規定により公認心理師の登録を取り消された者は、前項の通知を受けた日から起算して十日以内に、公認心理師登録証を文部科学大臣及び厚生労働大臣に返納しなければならない。

(登録簿の登録の訂正等)

第二十条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、第十五条第一項若しくは第十八条の届出があつたとき又は法第三十二条第一項若しくは第二項の規定により公認心理師の登録を取り消し、若しくは公認心理師の名称及び心理師という文字の使用の停止を命じたときは、公認心理師登録簿の当該公認心理師に関する登録を訂正し、若し

第二十一条 法第三十六条第一項に規定する指定

くは消除し、又は当該公認心理師の名称及び当該心理師という文字の使用の停止をした旨を公認心理師登録簿に記載するとともに、それぞれ登録の訂正若しくは消除又は当該公認心理師の名称及び当該心理師という文字の使用の停止の理由並びにその年月日を記載するものとする。
(規定の適用)

心理学実験

科学省令・厚生労働省令で定める
とおりとする。
一 次に掲げる科目のうち三科目
イ 心理学概論
ロ 臨床心理学概論
ハ 心理学研究法
ニ 心理学統計法
ホ 心理学実験

第六条 法附則第二一条第一項第一号の文部科学省

第五条 法附則第二条第二項の文部科学省令・厚生労働省令で定める者は、次条に定める施設で適法に法第二条第一号から第三号までに掲げる業務を業として行っていた者であつて、平成二十九年九月十五日において当該業務を休止し又は廃止した日から起算して五年を経過しないものとする。

登録機関が公認心理師の登録の実施に関する事務を行う場合における第十三条から第十六条まで、第十八条（同条第一号に係る部分に限る。）、第十九条第二項及び前条の規定の適用については、これらの規定中「文部科学大臣及び厚生労働大臣」とあるのは「法第三十六条第一項に規定する指定登録機関」と、前条中「規定により」とあるのは「規定により文部科学大臣及び厚生労働大臣が」と、「停止をした」とあるのは「停止があった」とする。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十九年九月十五日から施行する。

(法附則第二条第一項第一号及び第二号の公認心理師となるために必要な科目)

第二条 法附則第二条第一項第一号及び第二号の公認心理師となるために必要な科目として文部科学省令・厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする。

一 保健医療分野に関する理論と支援の展開

二 次に掲げる科目のうち二科目

イ 福祉分野に関する理論と支援の展開

ロ 教育分野に関する理論と支援の展開

ハ 司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開

二 産業・労働分野に関する理論と支援の展開

三 次に掲げる科目のうち二科目

イ 心理的アセスメントに関する理論と実践

ロ 心理支援に関する理論と実践

ハ 家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践

二 心の健康教育に関する理論と実践

四 心理実践実習

(法附則第二条第一項第三号及び第四号の公認心理師となるために必要な科目)

第三条 法附則第二条第一項第三号及び第四号の公認心理師となるために必要な科目として文部

二 次に掲げる科目のうち二科目	知覚・認知心理学
三 次に掲げる科目のうち二科目	学習・言語心理学
四 次に掲げる科目のうち二科目	感情・人格心理学
五 次に掲げる科目のうち二科目	神経・生理心理学
一 平成二十九年九月十五日より前に学校教育法による大学に入学した者であつて、当該大学において前条に定める科目を修めて同法第二百二条第二項の規定により大学院への入学を認められたもの	社会・集団・家族心理学
二 平成二十九年九月十五日より前に学校教育法による専修学校の専門課程に入学した者であつて、当該専門課程において前条に定める科目を修めて学校教育法施行規則第百五十五条第一項第五号の文部科学大臣が定める日以後に修了したもの	発達心理学 障害者・障害児心理学 心理的アセスメント 心理学者的支援法 心理演習 心理実習 司法・犯罪心理学 産業・組織心理学 教育・学校心理学 健康・医療心理学 福祉心理学 イ 健康・医療心理学 ロ 人体の構造と機能及び疾病 ハ 精神疾患とその治療 (受験資格の特例)
第四条 法附則第二条第一項第三号及び第四号の文部科学省令・厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。	

令・厚生労働省令で定める施設は次の名号を掲げる施設とする。

一 第五条第一号から第二十五号までに掲げる

二 前号に定める施設に準ずる施設として文部科学大臣及び厚生労働大臣が認める施設

第七条 令和四年九月十四日までは、第九条第二項中「法第七条各号又は法附則第二条第一項各号」とあるのは、「法第七条各号、法附則第二条第一項各号又は同条第二項」とする。
(実習演習担当教員及び実習指導者に関する経過措置)

第八条 実習演習担当教員については、第三条第一項の規定にかかわらず、当分の間、次のいずれかに該当する者を実習演習担当教員とすることができる。

一 学校教育法による大学（大学院及び短期大学を含む）において、教授、准教授、講師等の職員として、心理分野の教育に係る実習又は助教として、心理分野の教育に係る実習又は演習の教授に關し三年以上の経験を有する者

二 学校教育法による専修学校の専門課程の専任教員として、心理分野の教育に係る実習又は演習の教授に關し三年以上の経験を有する者

実習指導者については、第三条第四項の規定にかかわらず、当分の間、法第一条各号に掲げる行為の業務に五年以上従事し、又は従事した経験を有する者のうち、第一条の二各号に掲げる科目を開設する学校教育法による大学若しくは専修学校の専門課程又は第二条各号に掲げる科目を開設する同法による大学院が適當と認められる者を実習指導者とすることができる。

附 則 (平成二〇年三月三〇日文部科学省・厚生労働省令第二号)

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

（施行期日）
この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

う。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
3 この省令の施行の際にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附則（令和五年一月一〇日文部科學省・厚生労働省令第一号）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、公認心理師法施行規則第五条の改正規定は、令和六年四月一日から施行する。

用することができる。

（施行期日）
省・厚生労働省令第二号
二の省令は、公布の日から施行する。

(経過措置) この省令の施行の際現にあるこの省令による

改正前の様式（次項において「旧様式」といいう。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使

用することができる。

（施行期日）
この省令は、成年被後見人等の権利の制限に

この省令は、成年被後見人等の権利の制限に関する措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第三十七号）附

則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(経過措置)

う。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用する二七〇ができる。

附 則（令和二年二月二八日文部科学省・厚生労働省令第四号）

（施行期日）
二　この省令は、公布の日から施行する。
（満過期日）

この省令の施行の際現にあるこの省令による
改正前の様式（次項において「旧様式」とい

様式第二（第13条関係）

樣式第三（第15条關係）

公認心理師登録事項変更届出書	
個人情報 氏名(姓と名) 性別(男・女) 年齢(歳)	件名(件名) 登録料(月会員登録料) 登録料(年会員登録料) 登録料(月会員登録料)
年月日	
公認心理師登録第2条の登録条件に下記のとおり変更があつたものと照会する。	
登録年月日 变更の実施年月日 变更の実施年月日	
お問い合わせ: 本登録事項を登録するにあたっては、必ず「登録申請書」(以下、「登録申請」といいます)を提出して下さい。登録申請書は、本登録事項を登録するにあたる方の登録申請書となります。	
本登録事項を登録するにあたる場合は、本登録事項の登録申請書を提出する場合と、以下に記入する「登録申請書」を提出する場合があります。	
A 登録申請書(登録申請書を提出している場合) B 登録申請書(登録申請書を提出していない場合)	
年月日	
文部科学省 公認心理師登録事項変更 登録申請書提出用紙	
第1回: 本登録事項を登録するにあたる場合は、必ず「登録申請書」(以下、「登録申請」といいます)を提出して下さい。登録申請書は、本登録事項を登録するにあたる方の登録申請書となります。 2回目登録: 既に登録している場合は、登録料(月会員登録料)を支払うことで登録料(年会員登録料)が登録料(月会員登録料)に替わることになります。 3回目登録: 既に登録している場合は、登録料(年会員登録料)を支払うことで登録料(月会員登録料)が登録料(年会員登録料)に替わることになります。 4回目登録: 既に登録している場合は、登録料(月会員登録料)を支払うことで登録料(年会員登録料)が登録料(月会員登録料)に替わることになります。	
登録申請書提出用紙	
件名(姓と名)	個人登録料

様式第三の二（第15条の2関係）

樣式第四（第16条關係）